

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続するものとします。継続後も同様とします。

3. (手数料)

- (1) 貸金庫の手数料は、店頭に表示する年間手数料を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合には翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しうえ手数料に充当します。

なお、初回契約時には、契約日の属する月を1か月として、その月から契約期間満了日までの月割計算によって計算した金額を支払って下さい。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあり、その際には店頭に表示いたします。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を、月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立ち会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当行が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の開庫依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。全自動型貸金庫の場合は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が貸金庫カードと暗証番号の入力および正鍵の使用により、単独で貸金庫の開閉を行ってください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章、貸金庫カードを失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に、当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑、鍵の喪失時の取扱い)

- (1) 印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。

9. (印鑑照合等)

開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたくえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失なく判断して開庫その他の取扱いをした場合において、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは管理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第6項第1号、第2号aから1および第3号aからeのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第6項第1号、第2号aから1および第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の契約をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を喪失して解約するときは、このほか第8条に準じて

取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行は何ら催告することなく、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が手数料を支払わない状況が3か月以上継続したとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人が、重大な規定違反をしていると認められるとき
- ⑥借主に支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
- ⑦借主に手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
- ⑧借主に仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令または通知が発送されたとき
- ⑨借主が所在不明になったとき
- ⑩前各号に準ずる事由が生じたとき

(3) 前2項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの手数料相当額を、月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しをすることができるものとします。

(4) 第1項または第2項の明け渡しに3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は、借主または代理人の負担とします。

(5) 手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払ってください。

(6) 第2項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - d. 暴力団準構成員
 - e. 暴力団関係企業

- f. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - g. その他前各号に準ずる者
 - h. 暴力団員等（aからgのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - i. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - j. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - k. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - l. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

13. (貸金庫の修繕、移転等)

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより、当行の本支店または当行が相当と認める第三者に格納品の保管を委託することができるものとします。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。なお、貸金庫鍵、貸金庫カードについても同様とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法第548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)